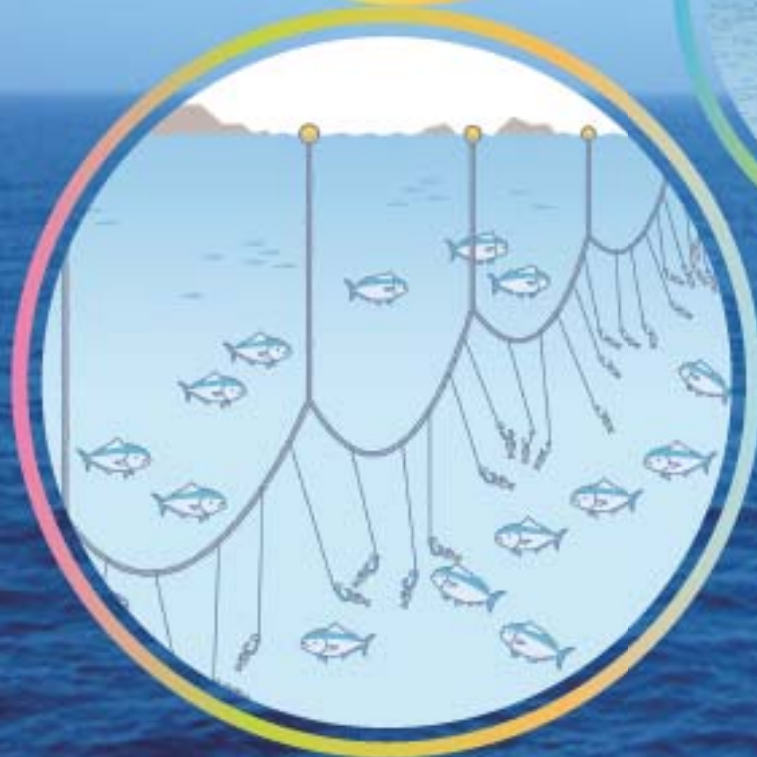
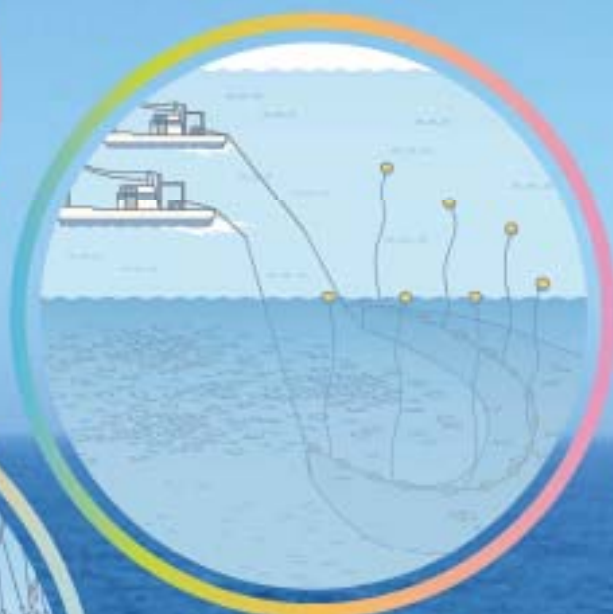


令和元年度

海運・水産関係団体連絡協議会

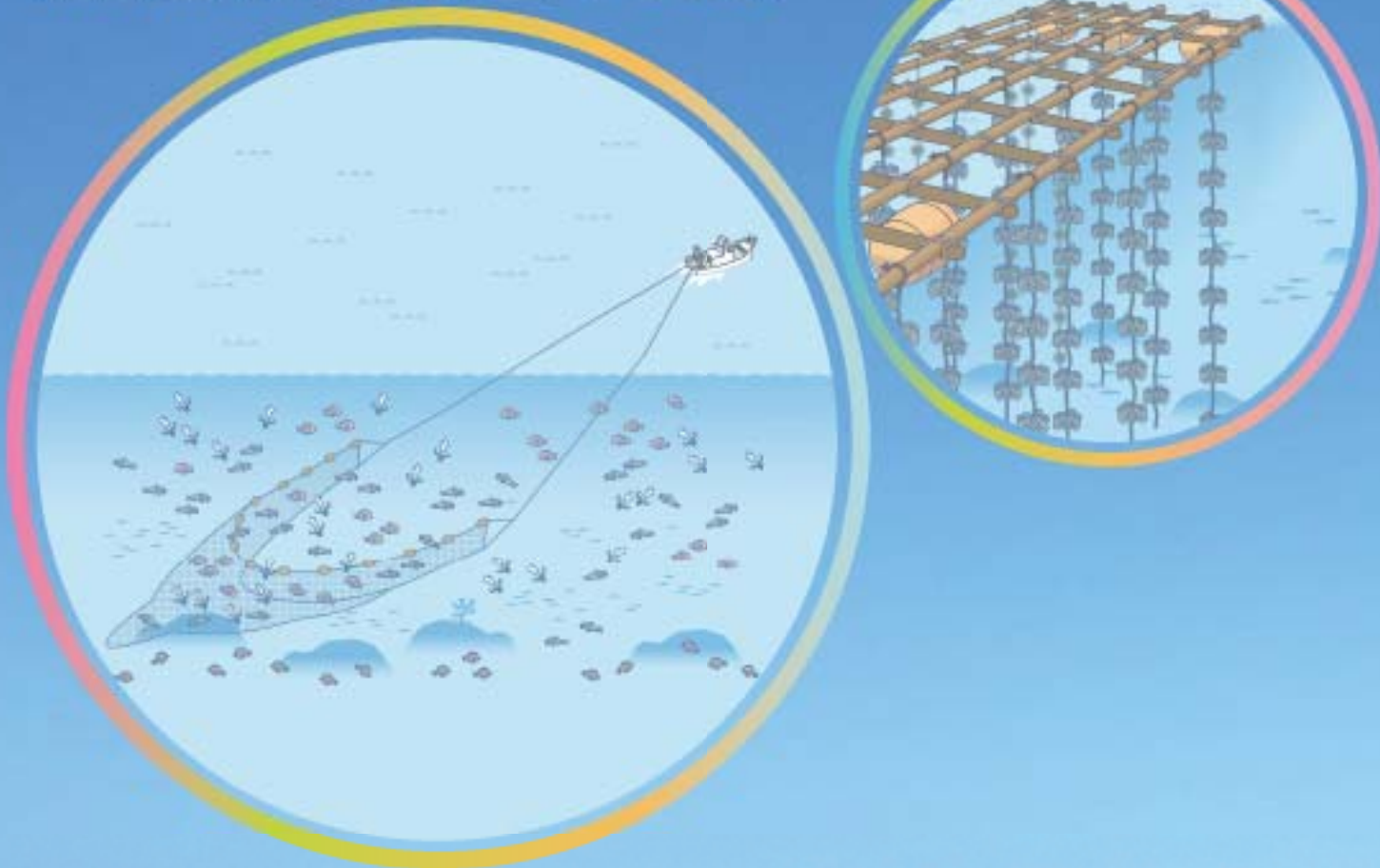
瀬戸内海東方海域 (大阪湾以南)

漁業操業情報図



公益社団法人 日本海難防止協会

瀬戸内海東方海域(大阪湾以南) 漁業操業情報図の目的



この漁業操業情報図は**瀬戸内海(海上交通安全法の適用海域)**で行われている主な漁業操業に関する情報図であり、海運関係者及び水産関係者の方々がこの情報図を利用することによって、一般船舶の航行の安全性を向上させることを目的として作成しました。

なお、この情報図は**瀬戸内海東方海域(大阪湾以南)**で行われている主な漁業操業の特徴であり、この情報図以外にも漁業操業活動が行われており、すべての漁業操業活動が記載されてはおりません。

この情報図を利用することで安全航行につながり、同海域における海運・水産双方の安全な海域利用の一助となることを願うものです。

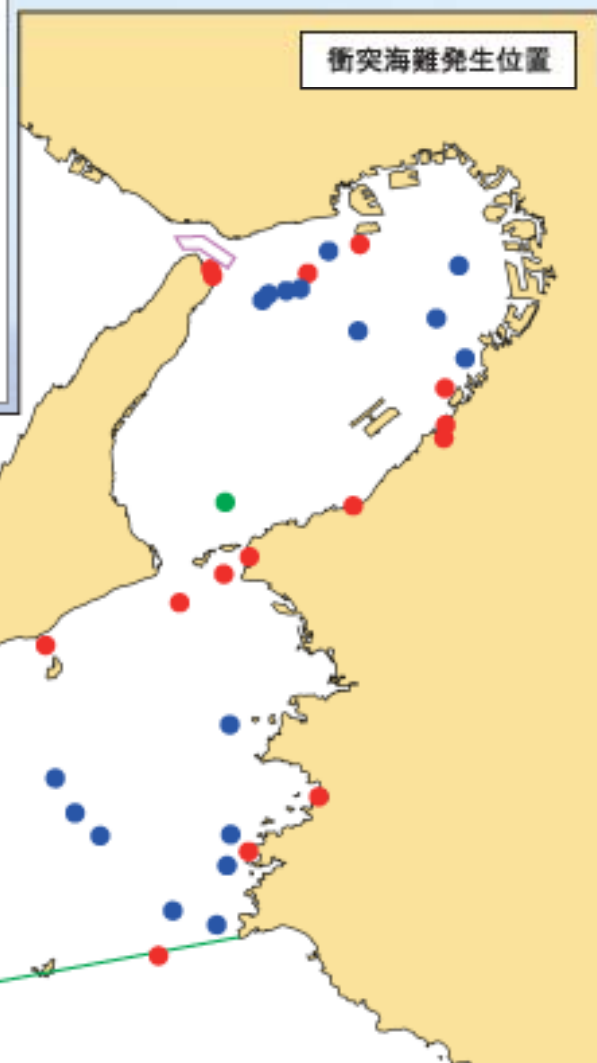
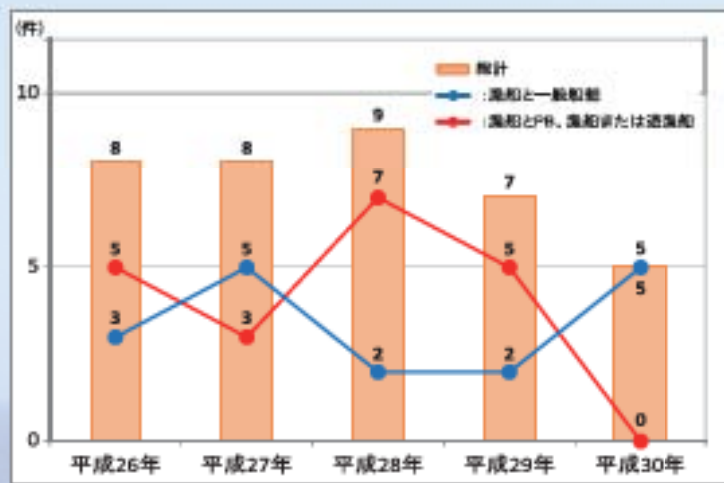
瀬戸内海東方海域(大阪湾以南)における漁船と一般船舶との海難発生状況

瀬戸内海東方海域(大阪湾以南)で発生した漁船の衝突海難を見ると、平成26年1月1日~平成30年12月31日の5年間で**39件**発生しています※1。

そのうち漁船と一般船舶の衝突海難が17件、漁船とプレジャーボート(PB)、漁船または遊漁船との衝突海難が20件でした※2。

また、この他に平成30年12月に友が島の北側にて操業中の小型底引き網漁船が転覆し、死傷者が発生する海難も発生しています(大型貨物船と接触した可能性もあり現在調査中です)※2。

※1 第五管区海上保安本部提供資料より瀬戸内海当方海域(大阪湾以南)において発生した衝突海難を抽出
 ※2(公社)日本海難防止協会調べ



- : 漁船と一般船舶
- : 漁船とPB、漁船または遊漁船
- : 小型底引き網漁船転覆位置
- : 海上交通安全法境界

小型機船底びき網漁業

操業中の特徴等

- ・特に揚網後の漁獲物の選別作業や漁具の手入れ中の漁船は、**見張りが十分にできない**ことがあります注意が必要です。
- ・曳網、揚網中の漁船は急に舵を切ると転覆の可能性があるため**操船の自由が利かず、避航動作が困難**な場合があります注意が必要です。
- ・揚網中の漁船はワイヤーの張りや海底障害物への網のかかり等から、**後進**することがあり注意が必要です。
- ・投網直後の漁船は急に動き出すことがあります注意が必要です。
- ・揚網直後の漁船は急に増速することがあり注意が必要です。
- ・1人乗りの漁船も多く見張りや通信などが十分にできないことがあります注意が必要です。

小型機船底びき網漁業とは

小型機船底びき網漁業は、漁船の船尾から海底に接するように網をひき、魚介類を獲る漁です。大阪湾以南で行われる小型機船底びき網漁業は、主に10トン未満の漁船で行われます。地域によって時期、時間帯は様々です。

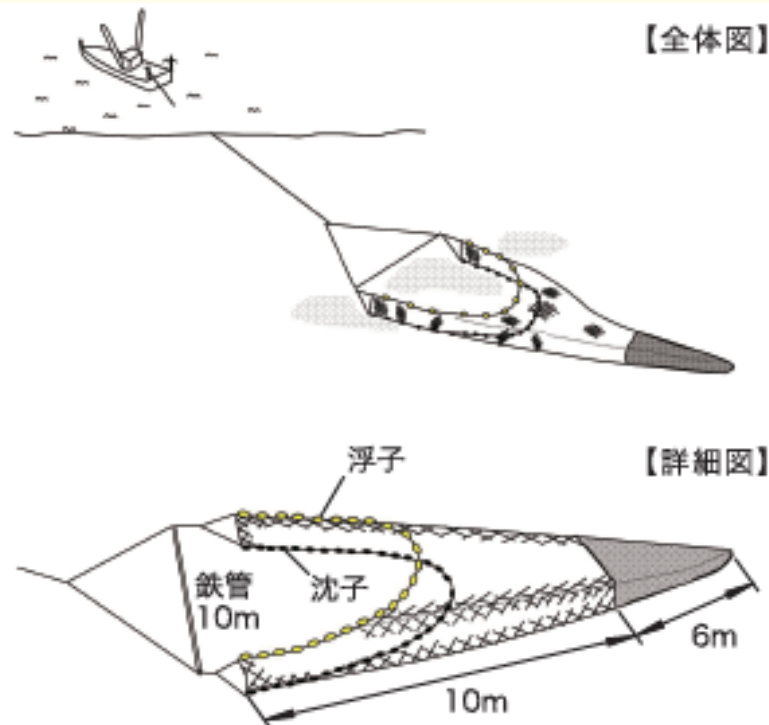
漁法の例

漁法はそれぞれの種類、また同じ種類でも県や地域によって異なり、同じ小型機船底びき網漁業でも一概に同じものではありません。ここではその一例として大阪府の漁法を参考に掲載しています。

○漁法

えび漕網漁業（手繰り第2種漁業）ではエビ類、カレイ類、マアナゴ等を主要魚種として操業を行います。漁船の両舷と船尾から最大3丈（約10m）の網を曳網し、底生の魚介類を袋網に取り込んで採捕します。

出典：大阪府環境農林水産部水産課



凡 例	
—	主 な 経 路
—	20m 等 深 線
■	航路(海上交通安全法)
■	各県の漁業調整規則等に基づく許可操業区域
※和歌山県側は主な操業区域	
●	漁 港
●	主 要 港
※各県において許可された、夜間操業を含む操業海域であり、主に操業している海域を示すものではありません。	

機船船びき網漁業

操業中の特徴等

- ・特に揚網後の漁獲物の選別作業や漁具の手入れ中の漁船は、**見張りが十分にできない**ことがあり注意が必要です。
- ・曳網、揚網中の漁船は急に舵を切ると転覆の可能性があるため**操船の自由が利かず、避航動作が困難**な場合があります注意が必要です。
- ・2隻で曳網している漁船の後方には網が存在し、**漁船と漁船間や漁船と網の間を航行すると非常に危険**です。なお**網口には浮標が取り付けられ、網の後端には大型の浮標や旗のついた浮標**が取り付けられている場合があります、注意が必要です。
- ・曳網する2隻の漁船の間隔は**漁法により異なり**、例えば、いかなご漁では約80~150m、ちりめん漁では約200~300mとなる場合があります、航海灯等の他に**赤と緑の旗**を掲げている漁船が多く操業しています。また、網及び網の後端にオレンジ色の浮子を付けており、目印になります。
- ・主に2月下旬から3月上旬頃に行われるいかなご機船船びき網漁業は日出から午前中にかけて**明石海峡航路付近を中心に**漁船が多く出漁しますので、特に注意が必要です。

機船船びき網漁業とは

機船船びき網漁業は2隻の網船と1隻の魚探船（運搬船）を船団として、網船2隻間の船尾から網を曳き廻して、表層または中層の魚を獲る漁業です。大阪湾以南で行われる機船船びき網漁業は、主に10トン未満の漁船で曳き廻して行われます。地域によって時期、時間帯は様々です。

漁法の例

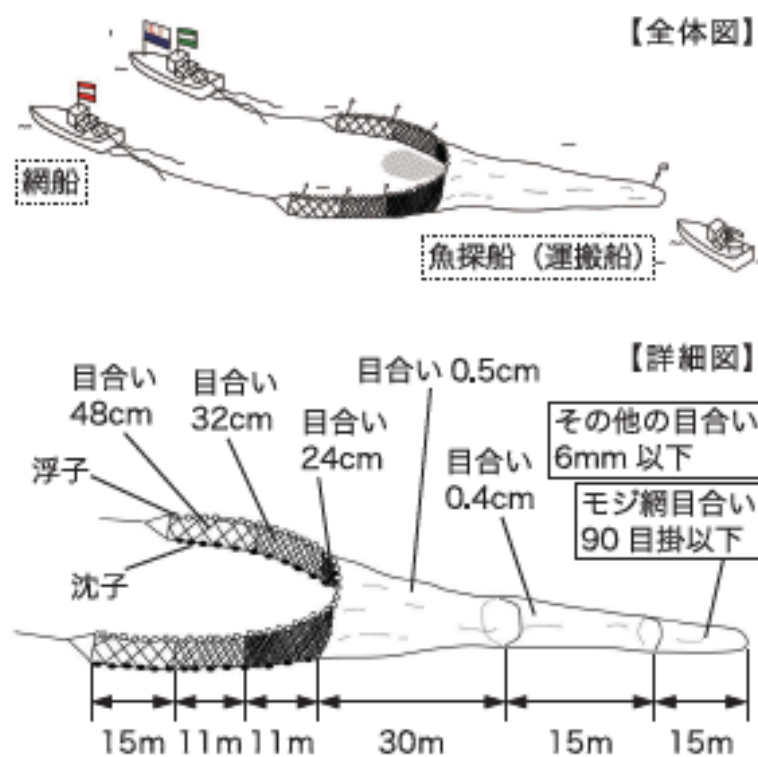
漁法はそれぞれの種類、また同じ種類でも県や地域によって異なり、同じ機船船びき網漁業でも一概に同じものではありません。ここではその一例として大阪府の漁法を参考に掲載しています。

○漁法

いかなご機船船びき網漁業、いわし機船船びき網漁業では2隻の網船が魚群を抱え込むようにして投網し、一定時間曳網することによって魚群を袋網に採捕します。1回の操業時間は40~60分程度で、漁獲物は袋網から運搬船に移し港へ運びます。

出典：大阪府環境農林水産部水産課

※網の長さは最長で450mほどになります。



刺し網漁業

操業中の特徴等

- ・通常、網は潮流を横から受けるように南北方向に設置されますが、場所によっては東西方向に設置される場合もあります。
- ・特に揚網後の漁獲物の選別作業や漁具の手入れ中の漁船は見張りが十分にできないことがあり注意が必要です。
- ・投揚網中の漁船は急に舵を切ると転覆の可能性があるため操船の自由が利かず、避航動作が非常に困難な場合があります。
- ・投揚網中の漁船はワイヤーの張りや海底障害物への網のかかり等から、後進することがあり注意が必要です。
- ・網には両端または一定の間隔で浮標が設置されていますので、十分に注意して避航して下さい。
- ・地域・対象魚種によって網の長さ、丈および投網水深は様々です。
- ・航海灯等の他に黄色などの回転灯を点けている漁船があり目安になります。

刺し網漁業とは

刺し網漁業は魚の遊泳する場所を遮断するように固定式の帯状の網を仕掛け、網目に刺させたり、絡ませたりして魚を獲る方法です。

大阪湾以南で行われる刺し網漁業は、主に船型5トン未満の漁船で行われています。漁は地域によって様々な時期、時間帯に行われます。

漁法の例

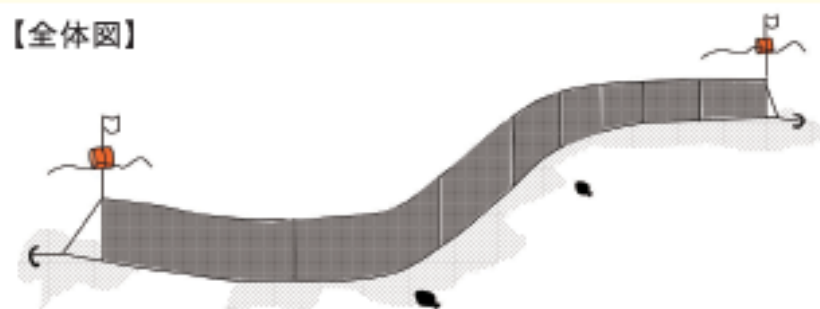
漁法はそれぞれの種類、また同じ種類でも県や地域によって異なり、同じ刺し網漁業でも一概に同じものではありません。ここではその一例として大阪府の漁法を参考に掲載しています。

○漁法

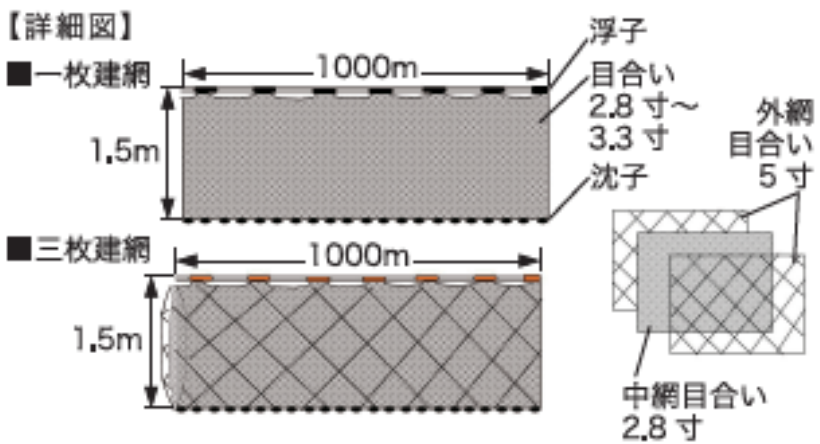
1枚建網や三枚建網などでは魚が遊泳するところをさえぎるように網を張り、網の両端を錨で固定します。対象魚種により網の形状、目合いが異なります。

出典：大阪府環境農林水産部水産課

【全体図】



【詳細図】



流し刺し網漁業

操業中の特徴等

- ・通常、網は潮流を横から受けるように南北方向に設置されますが、場所によっては東西方向に設置される場合もあります。
- ・特に揚網後の漁獲物の選別作業や漁具の手入れ中の漁船は見張りが十分にできないことがあり注意が必要です。
- ・投揚網中の漁船は急に舵を切ると転覆の可能性があるため操船の自由が利かず、避航動作が非常に困難な場合があります注意が必要です。
- ・投揚網中の漁船はワイヤーの張りや海底障害物への網のかかり等から、後進することがあり注意が必要です。
- ・網には両端または一定の間隔で浮標が設置されていますので、十分に注意して避航して下さい。
- ・地域・対象魚種によって網の長さ、丈および投網水深は様々です。
- ・航海灯等の他に黄色などの回転灯を点けている漁船があり目安になります。
- ・網の北（東）端を赤色、南（西）を緑色の灯火で示す他に、複数の白色フラッシュライトのみで明示している場合があります。

流し刺し網漁業とは

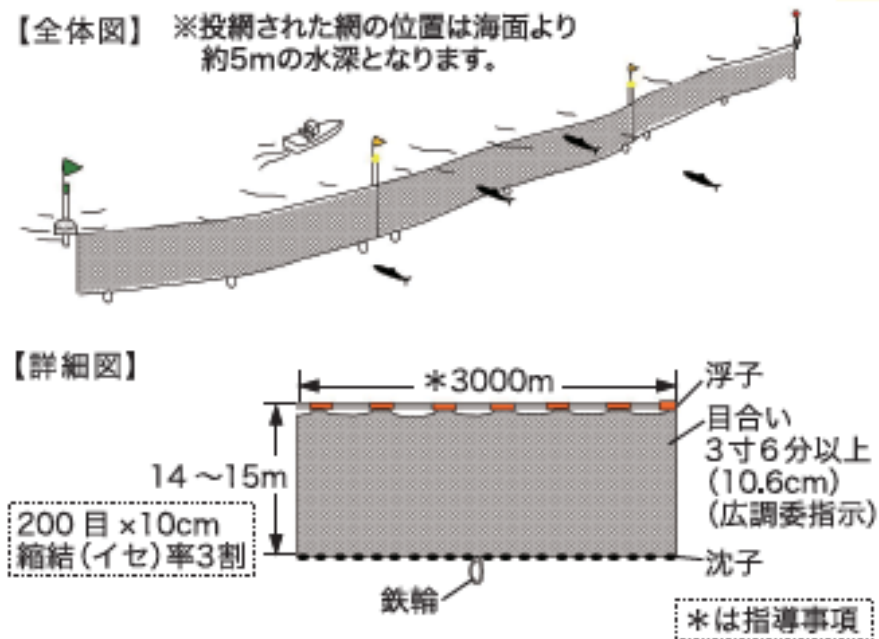
流し刺し網漁業は魚の遊泳する場所を遮断するように帯状の網を漂わせた状態で仕掛け、網目に刺させたり、絡ませたりして魚を獲る方法です。大阪湾以南で行われる流し刺し網漁業は、主に船型5トン以上の漁船で行われています。漁は地域によって様々な時期、時間帯に行われます。

漁法の例

漁法はそれぞれの種類、また同じ種類でも県や地域によって異なり、同じ流し刺し網漁業でも一概に同じものではありません。ここではその一例として大阪府の漁法を参考に掲載しています。

○漁法
さわら流し刺し網漁業では日没から1枚網を魚の通過しそうな海面に投入し、1時間程度漂流させ揚網します。

出典：大阪府環境農林水産部水産課



操業中の特徴等

- ・特に揚網後の漁獲物の選別作業や漁具の手入れ中の漁船は、**見張りが十分にできない**ことがあり注意が必要です。
- ・投縄、揚縄中の漁船は急に舵を切ると転覆の可能性があるため**操船の自由が利かず、避航動作が困難**な場合があります注意が必要です。
- ・揚縄中の漁船は漁具の張りや海底障害物への縄のかかり等から、**後進**することがあり注意が必要です。
- ・幹縄には**両端または一定の間隔で浮標が設置**されていますので、十分に注意して避航して下さい。
- ・航海灯等の他に**黄色などの回転灯**を点けている漁船が多く、見張りの目安になります。

延縄漁業とは

延縄漁業は一本の幹縄にたくさんの延縄をつけて、延縄の先端に釣り針をつけた漁具で魚を獲る漁法です。

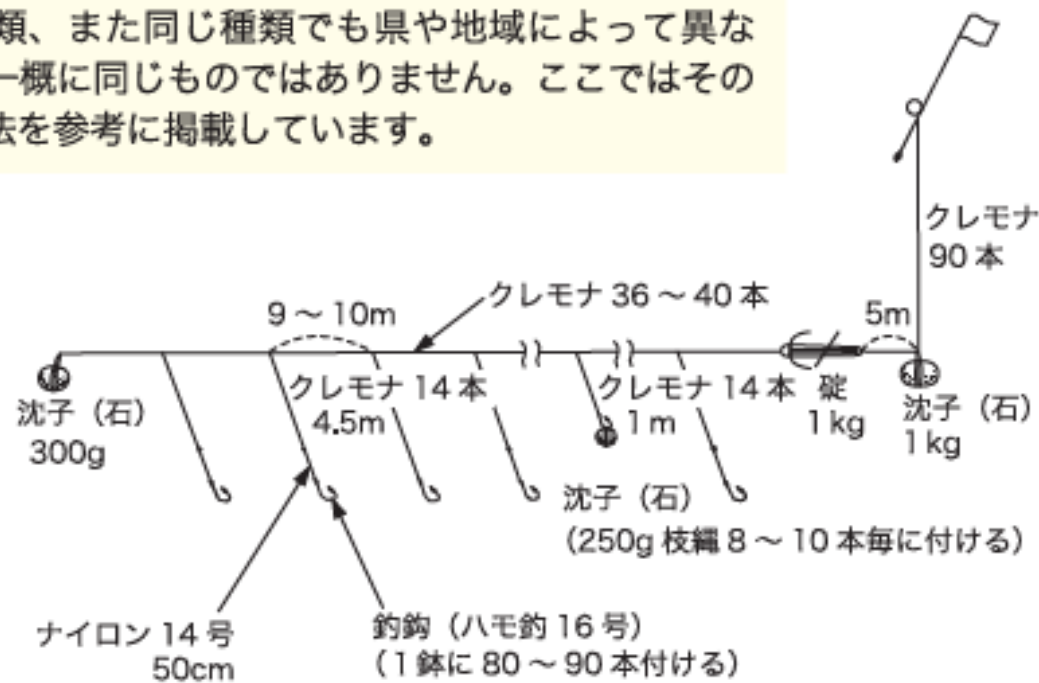
大阪湾以南で行われる延縄漁業は、地域によって様々な時期、時間帯に行われます。

漁法の例

漁法はそれぞれの種類、また同じ種類でも県や地域によって異なり、同じ延縄漁業でも一概に同じものではありません。ここではその一例として徳島県の漁法を参考に掲載しています。

○漁法

八毛延縄(底縄)漁業では水深60~100mの砂、砂礫帯の海域に、9~10m間隔に釣鉤80~90本を付けた縄を海底に沈めて漁を行います。



出典:徳島県農林水産部漁業調整課



凡例

- 主な経路
- 20m等深線
- 航路(海上交通安全法)
- ▨ 各県の漁業調整規則等に基づく許可操業区域
- 漁港
- 主要港

※各県において許可された、夜間操業を含む操業海域であり、主に操業している海域を示すものではありません。
※和歌山県では操業が禁止されています。

養殖

操業中の特徴等

- ・作業中の漁船は見張りが十分にできないことがあります。注意が必要です。
- ・作業中の漁船の至近を高速で航行すると、航走波による転覆等の事故に繋がるおそれがあり、注意が必要です。
- ・養殖場を中心に放射状に錨網が設置されているものもあり、十分に距離をとって航行する必要があります。
- ・養殖場の周囲には黄色などの灯浮標が設置されているものもあり目安になります。
- ・養殖場は一般船舶にとって見えにくい場所にある場合があります。十分に注意が必要です。

養殖とは

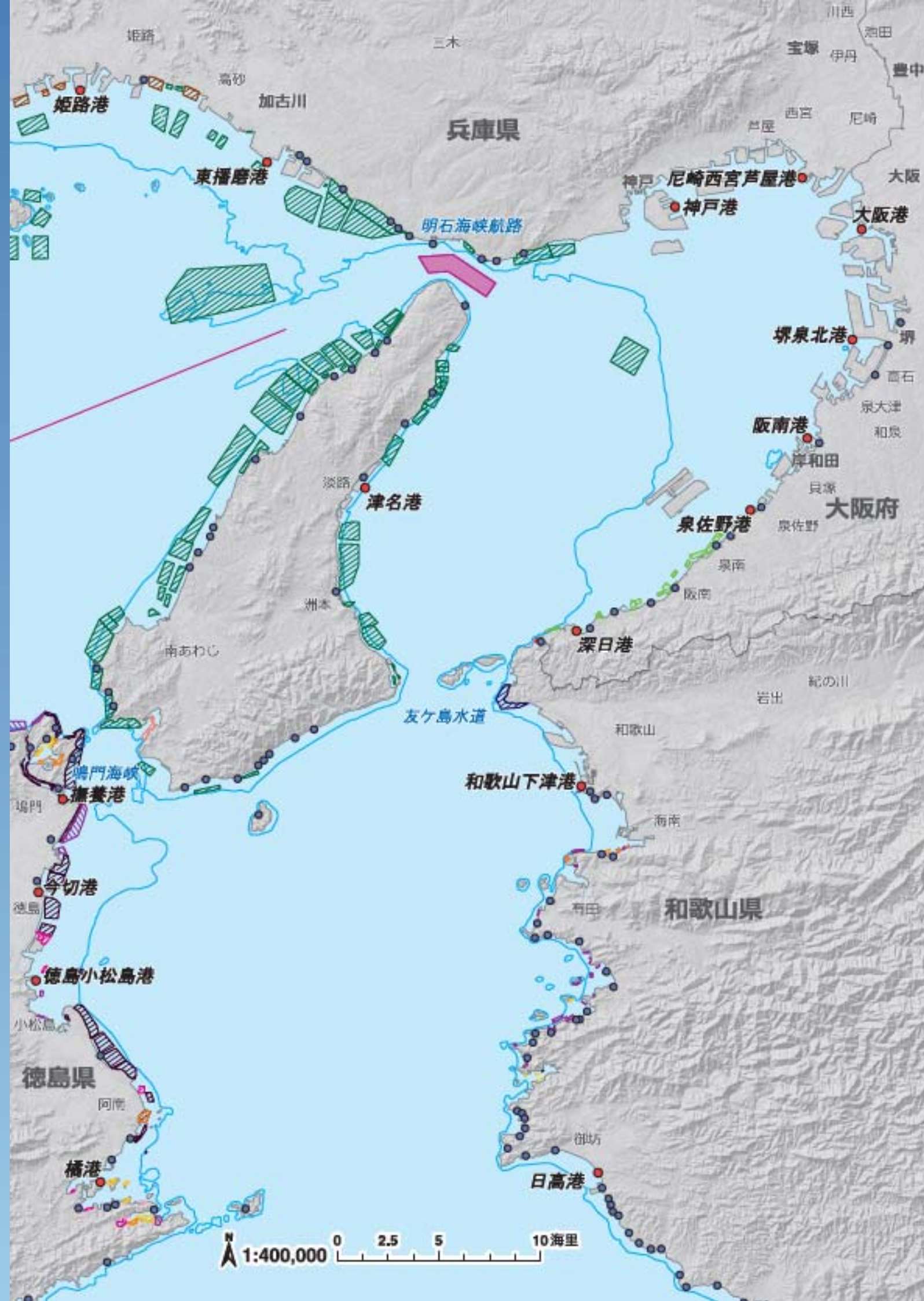
養殖は筏等を設け、そこでカキやノリといった魚介類を成長させて収穫する方法です。大阪湾以南で行われる養殖は、地域によって様々な時期、時間帯に行われます。

例えば兵庫県では藻類（のり・わかめ等）、垂下式貝類（かき・あさり等）、魚類（さば・ふぐ等）の養殖が行われており、藻類のうち、のり養殖では、9月から翌年5月までが養殖時期で、海面にのり網を広げて行う浮流し式で行われ、わかめ養殖では9月から翌年6月までが養殖時期で、海面に種糸の付いたロープを張って行う延縄式で行われます。

凡 例

- 主な経路
 - 20m等深線
 - 航路(海上交通安全法)
 - 漁港
 - 主要港
- 兵庫県
- 藻類(のり、わかめ等)※
 - 魚類(さば、ふぐ等)※
 - 貝類(かき、あさり等)※
- 大阪府
- のり・わかめ・こんぶ・かき
 - はまち・たい
- 徳島県・和歌山県
- のり
 - わかめ
 - かき
 - あわび
 - 真珠母貝類
 - 藻類
 - 小割式魚類

※兵庫県の養殖場は藻類、魚類、貝類と分類されており、養殖対象が細かく指定されておりません。
※一部の養殖区域について海洋状況表示システムの漁業権区画データをもとに作成。



1:400,000 0 2.5 5 10海里

海のもしもは「118番」

「118番」は海上保安庁緊急通報用電話番号です。
次のような場合には、「118番」に通報し、「いつ」「どこで」「なにがあった」などを簡潔に落ち着いてお話しください。

- 海難人身事故に遭遇した、または目撃した。
- 不審船を発見した。
- 油の排出等を発見した。
- 密輸密航事犯等の情報を得た。

加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS、船舶電話などから利用できます。

海と安全に関連する情報リンク先

海の安全情報（海上保安庁）



全国の海上安全情報や海上気象情報などをご覧ください。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/mics/index.htm>

航海安全情報（第五管区海上保安本部海洋情報部）



大阪府・兵庫県(日本海側を除く)・和歌山県・徳島県・高知県の沿岸及びその周辺海域の定置漁具の敷設状況等の航海安全情報をご覧ください。

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

船舶事故ハザードマップ（運輸安全委員会）



全国の船舶事故事例やハザード事例などの船舶事故情報をご覧ください。

<http://jtab.mlit.go.jp/hazardmap/>

航海安全情報（大阪湾海上交通センター）



明石海峡付近の操業漁船情報など航海安全情報をご覧ください。

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/>

操業漁船情報（大阪湾運行サポート協議会）



パッチ網操業概要や流し網操業情報等をご覧ください（流し網操業情報は事前登録が必要）。

<http://www.unkousupport.com/main.php>

お問い合わせ

公益社団法人 日本海難防止協会 TEL:03-3502-2231

URL: <http://www.nikkaibo.or.jp/>

本冊子は上記URLにてダウンロードが出来ます。

